

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長が平成29年6月13日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）の亡家族A（以下「被災者」という。）は、Bに所在するC会社に雇用され、昭和41年から平成16年まで、河川敷の砂利採取作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成25年8月28日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理4」との決定を受け、平成27年1月17日に傷病補償年金（傷病等級第2級の2）に移行し、療養を継続していたが、○年○月○日、入院先のD医療機関において死亡した。死亡診断書には、「直接死因：呼吸不全、直接死因の原因：間質性肺炎」と記載されている。
- 3 請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたため、これを不服として本件各処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が平成30年12月20日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、これを不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者は管理4のじん肺であり、感染症まで認められることから、死亡原因はじん肺であると主張しているので、以下検討する。

(2) 被災者の直接死因は「呼吸不全」とされ、その原因は「間質性肺炎」とされているところ、被災者は平成25年8月28日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理4」との決定を受けているから、被災者の死亡原因について、検討を尽くす必要があると判断し、E医師に鑑定意見を求めたところ、E医師は、令和2年3月12日付け意見書において、要旨、次のとおり意見を述べている。

##### ア 被災者が死亡するに至った病態の推移について

被災者は昭和41年～平成16年まで砂利採取等粉塵作業に従事したという。

平成25年7月17日のCTでは、上肺野の右側背部と左側前方心陰影隣に軽度の間質影を認める。中肺野では両側背側胸膜直下にすりガラス影を認め、肺底部では背側にすりガラス影を認める(右<左)。粒状影は明らかなものはほとんど認められない。全体としては、非特異的な間質性肺炎の初期像と考えられる。

その後、徐々に間質性肺炎の進行が見られ、平成26年9月F医療機関入院時には、CT所見として上肺野では左胸膜直下の小嚢胞の集簇、左前方の間質影の蜂巢肺化と牽引性気管支拡張の出現が見られる。中肺野では左に気腫化の進行、ブラ・嚢胞の形成が見られ、下肺野では左胸水、巨大ブラ、胸膜肥厚、右は気腫化の進行と小嚢胞の多発が見られる。全体的に肺の線維化の進行と、気腫化、嚢胞化への進展(すなわち肺破壊の進行)がみてとれる。また、このCTでもはっきりとした粒状影は認められない。

この間、平成26年10月、MPO-ANCA陽性、腎生検での顕微鏡的多

発血管炎（MPA）の診断が確定している。MPAに間質性肺炎を合併することは既によく知られている。また、こういった血管炎や膠原病に合併する間質性肺炎では、間質性肺炎のみが先行発症し、のちに当該全身性疾患が出現する「肺病変先行型」の存在もよく知られているところである。

本例においては、当初の間質性肺炎がじん肺なのか、MPAの肺病変先行型の間質性肺炎だったのかの判定は難しい。ただ、当初明らかな粒状影がなく、背側胸膜直下の間質影分布が主体であることを考えると、じん肺の不整形陰影の否定は完全にはできないものの、肺病変先行型のMPAであった可能性がより考えられる。

さらに最終的にはMPAに合併した間質性肺炎の急性増悪によって亡くなられた可能性が高いと考える。こういった全身性疾患に合併する間質性肺炎の急性増悪は、原病の活動性とは無関係に発症し、むしろ間質性肺炎や呼吸不全の状態悪化によることが知られている。

イ 被災者の顕微鏡的多発血管炎の発症と被災者の業務（粉塵作業）との因果関係について

粉塵ばく露者やじん肺患者において、関節リウマチが発症するとの報告や、さらに血管炎との関係を示唆する報告が見られている。慢性的に吸入された肺内異物により、免疫学的な異常が招来され、膠原病や血管炎を発症するに至る可能性は十分考えられ、それを示唆する報告も見られるが、現時点では確定的ではなく、研究課題とされているのが現状であると思われる。この点については、今後の研究の進展が待たれるところである。

(3) E医師の意見は、被災者の症状の推移、CT画像、検査結果等を踏まえた妥当なものと思料されるところ、一件記録を改めて精査した結果、被災者の間質性肺炎の進行状況、顕微鏡的多発血管炎の発症及び死亡に至るまでの症状の推移等から、被災者は肺病変先行型の顕微鏡的多発血管炎による間質性肺炎の急性増悪を原因として死亡したものと判断する。

したがって、決定書に説示するとおり、被災者の死亡と業務上疾病であるじん肺症との間に相当因果関係は認めることはできない。

(4) また、請求人は、じん肺の進行によって間質性肺炎の治療が阻害され治療上の不利益が生じたとも主張しているが、一件記録を精査するも、被災者の間質性肺炎の治療に具体的な不利益が生じていたとする事実は認めることはできない

から、請求人の主張は採用できない。

さらに、請求人は、被災者が従事した粉じん作業においてシリカ粉じんにはばく露したことにより顕微鏡的多発血管炎を発症したとも主張しているが、粉じん等のばく露と顕微鏡的多発血管炎の発症との関係については、関係を示唆する疫学的な報告等は見られるものの、ANCA関連血管炎の診療ガイドラインにおいて、「(シリカばく露等の)環境要因のみで発症を説明することはできず、遺伝的な感受性を有する個体に環境因子が作用して発症に至ると推測される。今後、遺伝子環境相互作用を考慮に入れた解析が必要である。」とされ、E医師が、「現時点では確定的ではなく、研究課題とされている。」と述べているように、因果関係が明らかにされているものではないから、請求人の主張は採用できない。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

### 3 結 論

よって、本件各処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年7月10日